

高座清掃施設組合議会会議録

令和 8 年第 1 回臨時会

令和 8 年 6 月 24 日

議 事 日 程

令和8年6月24日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	報 告 第 1 号	継続費繰越計算書について（（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事ほか1件）
4	報 告 第 2 号	繰越明許費繰越計算書について（（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件）

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

令和8年6月24日（水）午後3時52分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

松 橋 淳 郎 議 員	高 柳 浩 子 議 員
古 郡 敏 正 議 員	荻 原 健 司 議 員
野 田 広 吉 議 員	永 井 浩 介 議 員
金 江 大 志 議 員	倉 橋 正 美 議 員
上 田 博 之 議 員	松 本 正 幸 議 員
齊 藤 慶 吾 議 員	宇田川 希 議 員
守 谷 浩 一 議 員	吉 田 みな子 議 員
高 波 貴 志 議 員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 報告第1号 継続費繰越計算書について（（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事ほか1件）

日程4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件）

4 説明のため出席した者 13名

組 合 長 内 野 優	副 組 合 長 佐 藤 弥 斗
副 組 合 長 橘 川 佳 彦	事 務 局 長 小 川 隆 太
次 長 菊 地 康 之	会 計 管 理 者 押 方 信 一 郎
参 事 平 本 和 彦	施 設 課 長 増 田 大 征
施設課管理担当課長 藤 本 勝 雄	総務課長事務代理 杉 田 徹
総務課主幹兼財務係長 古 郡 哲 也	施設課主幹兼管理係長 植 田 哲

施設課主幹兼業務係長 大 森 博 文

5 出席した事務局職員 6名

総務課総務係長 山 田 健 太 総務課副主幹 鈴 木 茂
総 務 課 主 査 丸 岡 太 総 務 課 主 査 神 部 晃
総 務 課 主 査 三 浦 敏 正 事 務 専 門 員 柳 田 信 英

6 傍聴者 13名

7 会議の状況 (午後3時52分 開会)

◎議長（松橋淳郎議員） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和8年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いします。組合長。

【 組合長（内野 優）登壇 】

◎組合長（内野 優） 令和8年第1回臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今月初めの台風第6号による豪雨では、当組合においても搬入路の冠水により搬入ルートの変更を余儀なくされるなど、施設運営への影響が生じました。また、近年は自然災害の激甚化、頻発化に加え、エネルギー価格や物価の上昇、人手不足など、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しております。当組合におきましても、施設運営に係る経費の増加に加え、今後の施設整備事業への影響も懸念されておりますが、引き続き効率的かつ計画的な事業運営に努めてまいります。先ほども全協で説明しましたが、温浴施設も不調に終わりました。予算的な問題は出てくると思います。そういった中では、しっかりと議会に説明をし、議会の皆様のご理解と納得を得た上で提案をし、やっていきたいと思っております。

さて、本日提案させていただく案件は報告2件でございます。議員各位におか

れましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【 組合長（内野 優）降壇 】

◎議長（松橋淳郎議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） ご異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、荻原健司議員、宇田川希議員を指名いたします。

次に、組合長より本臨時会に上程されています諸議案の一括説明を求めます。組合長。

【 組合長（内野 優）登壇 】

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について（（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事ほか1件）は、令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算において設定した継続費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件）は、令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算において設定した繰越明許費について、繰越計算

書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、一括説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【 組合長（内野 優）降壇 】

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について（（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事ほか1件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（菊地康之） それでは、報告第1号 継続費繰越計算書について（（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事ほか1件）につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告いたします。

議案書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページが令和7年度高座清掃施設組合継続費繰越計算書でございます。2款総務費1項総務管理費、事業名、（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事及び4款衛生費1項清掃費、事業名、第二清掃処理場等解体撤去工事につきまして一括してご説明いたしますので、継続費繰越計算書の最下段、合計欄をご覧くださいと存じます。

継続費の総額は23億8,657万2,000円で、このうち令和7年度の継続費予算現額は、予算計上額5億3,896万7,000円、前年度通次繰越額10億7,370万8,900円の計16億1,267万5,900円でございます。支出済額及び支出見込額は8億354万9,000円で、残額8億912万6,900円を翌年度に通次繰越しをするものでございます。財源内訳でございますが、繰越金が8,709万5,900円、特定財源は国県支出金が2,323万1,000円、地方債6億9,880万円でございます。

なお、個別の事業につきましては後ほどご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁な説明ではございますが、報告を終わります。

◎議長（松橋淳郎議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本正幸議員） それでは1点だけ質問させていただきます。地域交流温浴センター整備に伴う付替え道路工事について伺いたいと思います。この工事全

般、いつ頃完成予定なのか、まず伺います。また、今後、工事の進捗状況を早めることも考えているのかも伺います。その対応等についても伺いたいと思います。お願いします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長。

◎施設課長（増田大征） お答えさせていただきます。付け替え道路の工期についてですけれども、令和8年7月31日までとしております。この工事、盛土区間の梅雨時期の工事ということもありまして、完成を早めるというよりは、天候によっては遅れることもあるかと考えております。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。上田議員。

◎（上田博之議員） 私のほうからは第二清掃処理場等解体撤去工事についてお伺いをいたします。先ほど全協のほうでも3点ほどお伺いいたしましたが、ここでも3点お伺いしたいと思います。本来、本会議とかで議事録にしっかり残すという意味で全て本会議で扱いたいところですが、ここでは3点に絞ってお聞きます。

まず、工事が遅れているということですので、工事の進捗の工期などについて最初にお伺いいたします。今も言いましたけれども、先ほどの全協で報告がありましたけれども、令和8年5月末までの進捗率は約61.7%、前回の2月末では57.3%でしたので、3か月間で4.4ポイントの伸びにとどまっているわけです。このペースは想定どおりなのか、それとも遅れが生じているのか、その判断をお聞かせください。そしてまた、解体が思うように進まなかったという要因があれば併せて教えていただきたいと思います。

次に、煙突の解体があるわけですが、この継続費の中で、今後、煙突の解体に着手することになると思います。煙突は高濃度のダイオキシンに汚染されている可能性がある場所であり、解体時に汚染を周囲に拡散させないための作業方法、養生方法についての作業方針を改めてお伺いしたいと思います。あわせて、高圧洗浄を行うことになると思います。高圧洗浄を行うことによって発生する汚染水の処理方法についても教えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、区域指定後の措置と工期と費用への影響についてですけれども、これは先ほど全協でも若干触れていたのが重なるところがあるかと思いますが、

土壌汚染調査の結果、計 5 か所でヒ素や水銀が基準値以上に検出されたわけですから。今後、神奈川県により、土壌汚染対策法に基づき、要措置区域または形質変更時届出区域のいずれかに指定されることになるというご説明をいただいております。それぞれの場合に、具体的にどのような措置、対策工事とか届出が必要になるのか、改めて本議会の場で教えていただきたいと思います。そして、これに伴う対策工事等が発生した場合、契約変更、工事の延長や金額の増額などが必要になる可能性があるのか、現時点での見通しを教えてください。よろしくお願いします。

◎議長（松橋淳郎議員） 参事。

◎参事（平本和彦） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、1 番目の工事の進捗及び工期についてでございますけれども、想定どおりかというようなご質問でございました。正直言いまして、当初の工程より遅れが生じているということは否めない状況であると判断しております。

解体が思うように進まなかった要因でございますけれども、今年に入り、作業を行ってありました炉室内のプラントの解体、これが見込みより期間を要したということがまず掲げられる要因でございます。ただ、現状、現地のほうも、今、周りからご確認いただいておりますので、今後、作業により解体のペースが進んでいくものではないかというふうに期待しているところでございます。

続いて 2 番目の煙突解体についてでございます。煙突につきましては、いわゆるばい煙等を排出してきているわけでございますけれども、これらバグフィルター及び触媒反応塔等を通過した状況で排出されているものでございます。したがって、ご質問のあった高濃度のダイオキシン類に汚染されていると考えていないといったところでございます。

そういうこととはいえ、煙突内部に付着しているものがあるというふうに思われますので、ご質問いただいたとおり、高圧洗浄で除去した後に解体することによって計画しております。また、高圧洗浄で使用する水でございますけれども、外部に流出することなく、処理をして循環しながら繰り返しをして、最後は廃掃法で許可を得ている処分先で処分というような形を計画しております。

3番目の区域指定後の措置、工期、費用への影響でございますけれども、工事着手前に確認されたヒ素につきましては、全協のときでもお話ししましたとおり、現在、形質変更時要届出区域として指定され、現状では汚染が拡大しないというふうに扱われております。今回、同様に形質変更時要届出区域に指定された場合は、特に汚染土壌に手をつけない限り、対策を講じる必要がないと判断ができるということにはなります。一方、要措置区域と指定された場合には、汚染が拡大すると判断されたということでございますので、何らかの対策が必要になるところでございます。以上のことから、何らかの対策を行うということになれば、工事費や工期に影響が出ると判断しております。その対応方針につきましては、神奈川県による指定をもって判断していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） ご説明ありがとうございます。理解をいたしましたのでそれで結構なんですけれども、1点だけ再確認させていただきたいのが、工期が遅れた理由として、炉室内のプラント類の解体が見込み期間よりも要したということがあるわけなんですけれども、これはなぜ見込み期間より時間がかかったのか、そのプラント類の解体の何が障害だったのか、その辺を確認したいと思いますので、そこだけよろしくお願いします。

◎議長（松橋淳郎議員） 参事。

◎参事（平本和彦） 工事受注者側からの報告でございますけれども、いろんな要因がございまして、1つは、今年の1月早々に、かなりインフルエンザが発生しまして、オペレーターがちょっと感染しまして、しばらく作業ができませんでした。併せて解体する機械にトラブルがありまして、ちょっと修理をしなきゃいけないくて、あともう一つ、思ったほど、強固なものであったということで、いわゆる簡単に解体が進まなかった。大きく分けてその3つの要因で、大体予定より半月から1か月ぐらい遅れてしまったといったところでございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） いろいろなことが重なったということは分かりました。そうした状況については、組合としては日々確認しているのか、それとも1週間ご

とに報告を受けているのか、その辺の現場への確認に入る頻度とか、報告を受ける頻度について教えてください。

◎議長（松橋淳郎議員） 参事。

◎参事（平本和彦） 工事受注者から、1週間の工程等について毎週月曜日に週間工程ということで、1週間にやる工事予定については報告を受けております。

あと細かな内容については定期的に工事定例会というのを開催して、その中で課題、問題点等については直接声として話を伺っているといった状況でございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はないようですので質疑を終結したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願います。

次に、日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（菊地康之） それでは、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件）につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。4ページが令和7年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書でございます。

（仮称）剪定枝リサイクルセンター搬入路整備に伴う測量業務委託ほか2件でございますが、繰越明許費の総額等につきまして一括してご説明いたしますので、繰越計算書の最下段の合計欄をご覧いただきたいと存じます。金額は5,964万2,000円で、このうち翌年度繰越額は5,328万3,700円でございます。財源内訳は、既収入特定財源が920万円、地方債が3,350万円、一般財源が1,058万3,700円でございます。

なお、個別の事業につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。以上、大変雑駁な説明ではございますが、報告を終わります。

◎議長（松橋淳郎議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本正幸議員） それでは、3点質問させていただきます。最初、本件議案で施設建設についてですが、海老名市の基準点からと藤沢市の基準点からの行政の境の位置でずれが出ていて工事が遅れているという説明がありました。今回の本郷地域の道路境界の問題はいつの時点で明らかになったのか、最初に1点伺いたいと思います。

次に2点目ですけれども、これまで藤沢市と海老名市のこの問題解決に向けて、協議はいつの時点から開始されたのか。協議の頻度や回数について伺います。また、両市の主張の相違点についてはどうだったのか伺いたいと思います。

最後3つ目なんですけれども、高座清掃組合から海老名市に対して要請等、口頭などや文書で提出されているのか。あるいは境界問題で高座の組合長に報告は来ているが、海老名市の市長に対してはいつされたのか伺いたいと思います。

そして、今回の議案とは少し違うんですけれども、30年以上前に綾瀬市と海老名市の境界変更をしたことがあったと聞いていますけれども、高座はその事実を知っているのかどうか伺いたい。以上3点、お願いしたいと思います。

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） そもそも論、道路境界の話ですから、高座は関係ない話なんですね。海老名市と藤沢市の問題が出て、原因は、高座が搬入道路の関係とかいろいろやっていて、昔から議論があったところは知っています。

ところが、今回そのまま、何ものなければそのまま工事できたんですけれども、工事を道路をやることによって明確になって、調整をしていたんです、海老名市と。ところが、藤沢市が意外と調整に乗らないんですよ。それで今回、私のほうが鈴木市長とお話をしたいという話になったら状況が変わりまして、今後、近期中に藤沢市と海老名市と高座で話し合うという話になっていますので、その結果を見て工事をするというふうに思っています。以上であります。よろしいですか、それで。

◎（松本正幸議員） 結構です。どうもありがとうございます。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑もないようですので質疑を終結したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 報告第2号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願います。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会したいと思います。大変お疲れさまでした。

（午後4時12分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和8年6月24日

高座清掃施設組合議会議長

松 橋 淳 郎

高座清掃施設組合議会署名議員

荻 原 健 司

高座清掃施設組合議会署名議員

宇田川 希